（難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正）

第七条　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「、前項の規定により定められた指定医療機関の名称」を削る。

第十条第二項後段を削り、同条第三項中「行ったときは、」を「行う場合において、必要があると認めるときは、当該支給認定患者等に対し、医療受給者証の提出を求めることができる。この場合において、都道府県は、当該」に改める。

第三章　農林水産省関係

（土地改良法の一部改正）

第八条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九十六条の四第一項中「第二十項、第九十条第四項」の下に「及び第七項」を、「として、」と」の下に「、「できる」とあるのは「できる。この場合において、第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならない」と」を、「「土地改良事業」の下に「（第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）」を加え、「、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と」を削り、「得て」と」の下に「、同条第七項中「第二項、第四項又は前項」とあるのは「第四項」と、「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」とあるのは「第八十七条の五第一項」と」を加える。

（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の一部改正）

第九条　農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「導入すべき産業の業種その他」を削る。

第四章　経済産業省関係

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第十条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「都道府県知事」の下に「（一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長）」を加え、同条第二項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は指定都市の長（以下「経済産業大臣等」という。）」に改める。

第三条の二及び第四条中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第六条中「一に」を「いずれかに」に、「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、同条第一号中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条第二号中「当該都道府県の区域内における販売所を廃止して、」を削り、「一の都道府県」の下に「又は一の指定都市」を加え、「販売所を設置する」を「のみ販売所を有する」に改め、同条に次の一号を加える。

四　指定都市の長の登録を受けた者が当該指定都市の区域以外の区域内に販売所を有することとなつたとき。

第八条中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第十条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「を受けた事業」を「若しくは指定都市の長の登録を受けた事業」に、「を受けたものに」を「若しくは指定都市の長の登録を受けたものに」に、「に同項の経済産業大臣」を「に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の同項」に改め、同項第一号中「都道府県知事」の下に「の登録又は指定都市の長」を加え、「とき。」を「とき　経済産業大臣」に改め、同項第二号中「同項の経済産業大臣の登録又は他の都道府県知事の登録を受けた」を「次のイ又はロに掲げる」に、「とき。」を「とき　当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ　第三条第一項の経済産業大臣の登録、他の都道府県知事の登録又は指定都市（その登録に係る都道府県の区域外の指定都市に限る。）の長の登録を受けた者　経済産業大臣

ロ　第三条第一項の指定都市（イに規定する指定都市を除く。）の長の登録を受けた者　都道府県知事

第十条第二項第三号を次のように改める。

三　第三条第一項の指定都市の長の登録を受けた者が次のイ又はロに掲げる者の地位を承継したとき　当該イ又はロに定める者

イ　第三条第一項の経済産業大臣の登録、都道府県知事（その登録に係る指定都市の区域を管轄しない都道府県知事に限る。）の登録又は他の指定都市（その登録に係る指定都市と同一の都道府県の区域内の指定都市を除く。）の長の登録を受けた者　経済産業大臣

ロ　第三条第一項の都道府県知事（イに規定する都道府県知事を除く。）の登録又は他の指定都市（イに規定する指定都市を除く。）の長の登録を受けた者　都道府県知事

第十条第二項に次の二号を加える。

四　第三条第一項の登録を受けていない者が、同時に、同項の経済産業大臣の登録を受けた者の地位及び同項の都道府県知事の登録若しくは指定都市の長の登録を受けた者の地位を承継したとき、同項の都道府県知事の登録を受けた者の地位及び同項の指定都市（当該都道府県の区域外の指定都市に限る。）の長の登録を受けた者の地位を承継したとき（当該都道府県が同一であるときを除く。）、同項の指定都市の長の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき（当該指定都市が同一の都道府県の区域内の指定都市であるときを除く。）　経済産業大臣

五　第三条第一項の登録を受けていない者が、同時に、同項の都道府県知事の登録を受けた者の地位及び同項の指定都市（当該都道府県の区域内の指定都市に限る。）の長の登録を受けた者の地位を承継したとき、又は同項の指定都市の長の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき（当該指定都市が同一の都道府県の区域内の指定都市であるときに限り、同一の指定都市であるときを除く。）　都道府県知事

第十条第三項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十六条第三項、第十六条の二第二項、第十九条第二項、第二十一条第二項、第二十二条及び第二十三条中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第二十四条第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、同条第二項中「都道府県知事又は経済産業大臣」を「経済産業大臣又は都道府県知事」に、「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、同条第三項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第二十五条中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第二十六条中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十六条の二中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第二十九条第一項中「都道府県知事」の下に「（一の指定都市の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長）」を加え、同条第二項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第三十一条、第三十三条第一項及び第二項、第三十四条第三項、第三十五条第一項及び第三項並びに第三十五条の二中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第三十五条の三中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に、「一に」を「いずれかに」に改める。